



池袋駅前の放置自転車

協議会から
計画案が
答申されました

「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」を策定します

区民の皆さんのご意見をお聴かせください

豊島区土木部交通安全課

〒170-8422

豊島区東池袋1-18-1

☎3981-4873

http://www.city.toshima.tokyo.jp



豊島区自転車等駐車対策協議会

豊島区自転車等駐車対策協議会 開催経緯

会議名	開催月日	主な検討内容
協議会 (全体会)	平成16年 6月30日(第1回)	(1) 委員の委嘱 (2) 会長・副会長の選任 (3) 諮問(総合計画の策定について) (4) 区長挨拶 (5) 自転車法の解説 (6) 豊島区の状況について
	平成17年 3月29日(第2回)	(1) これまでの経緯 (2) 駐車場利用者と放置者特性の分析 (3) 総合計画体系骨子の検討
	平成17年 5月16日(第3回)	(1) 総合計画と他の関連計画との関係について (2) 総合計画の検討 (3) 今後の進め方について
	平成17年 10月14日(第4回)	(1) 総合計画の検討における「中間のまとめ」について
	平成17年 12月19日(第5回)	(1) 総合計画(案)の検討について
	平成18年 2月20日(第6回)	(1) 総合計画(案)の検討について
	平成18年 3月27日(第7回)	(1) 総合計画(案)の答申について (2) 答申後の協議会のあり方について
第一分科会	平成16年 10月22日(第1回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 自転車駐車の状況について (4) 板橋区・豊島区自転車利用環境整備基本計画について
	平成17年 6月10日(第2回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成17年 7月29日(第3回)	(1) 総合計画の構成・内容について
第二分科会	平成16年 8月10日(第1回)	(1) 分科会の審議事項について (2) 担任分野の体系について (3) 駅周辺放置自転車の状況について (4) 駅別乗入れ台数について (5) 豊島区立有料駐車場の利用状況について
	平成16年 9月21日(第2回)	(1) 自転車関連経費等各区比較 (2) 区立駐車場利用者の状況について (3) 鉄道事業者による区内資産の利用状況等について (4) 道路管理者による道路上の駐車施設の状況について (5) 大塚駅の状況等について (6) 地下鉄13号線雑司が谷駅の開設状況について
	平成16年 11月19日(第3回)	(1) 豊島区の人口分布について (2) 区立駐車場の利用状況について (3) 池袋駅周辺の状況と対策について
	平成17年 7月8日(第4回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成17年 9月9日(第5回)	(1) 総合計画の構成・内容について
	平成17年 11月7日(第6回)	(1) 各駅ごとの具体的な自転車駐車施設整備方針について

豊島区自転車等駐車対策協議会
(会長 東洋大学教授/太田勝敏)
は、かねてから検討してきた「自転車等の利用と駐輪に関する総合計画」について案をまとめ、去る3月27日に区長へ答申しました。

この計画は、「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(通称「自転車法」)に基づき、区が策定するものです。区では平成16年6月に、区民代表、学識経験者、団体代表選出者等を委員とする前述の協議会を発足し、計画策定の諮問を行い、今日まで約1年9か月をかけて議論を重ねてきました。

計画の策定にあたり、このたびはブリックコメント制度に基づき、区民の皆さんのご意見をお聴きします。交通安全課自転車対策担当係 3981-4873

※計画案の全文は、区ホームページのほか、交通安全課、行政情報コーナー、区民事務所、図書館で閲覧できます。

豊島区自転車等駐車対策協議会 委員名簿 (平成18年3月現在)

区分	氏名	備考	区分	氏名	備考
区民	足立 勲	商店街連合会会長	経学 験 者 識	太田 勝敏	東洋大学国際地域学部教授・会長
	内田 忠	町会連合会副会長		諸岡 昭二	交通評論家・副会長
	荻村和一郎	大塚駅周辺を考える会 サンモール大塚理事長	鉄 道 事 業 者	佐藤 忠好	東武鉄道(株)鉄道事業本部東上業務部 営業課長
	木川るり子	区民公募		根木 義則	東京都交通局総務部副参事(計画調整担当)
	京谷 宣明	豊島区身体障害者福祉協会事務局長		張替 次雄	東京地下鉄(株)鉄道本部計画管理部計画課長
	齊木 勝好	池袋西口商店街連合会会長		松田 芳隆	東日本旅客鉄道(株)東京支社総務部企画室長
	並木 茂	自転車商組合豊島支部長		山崎 公之	西武鉄道(株)鉄道本部計画管理部計画課長
柳田 好史	区民公募(自転車専用道推進ボランティア)	官 公 署	篠原 正美	国土交通省東京国道事務所交通対策課長	
区 議 会 議 員	本橋 弘隆		区議会議員	中山 邦雄	東京都第四建設事務所管理課長
	小林 俊史		区議会議員	小野 政幸	池袋警察署交通課長
	森 とおる		区議会議員	小幡 則孝	巣鴨警察署交通課長
関 係 団 体	小倉 秀雄		区議会議員	樋口 三男	目白警察署交通課長
	菊地 慎二		関東百貨店協会 参事		
	木村 俊平	日本チェーンストア協会関東支部			

※敬称略。原則として50音順(区議会議員は議席順、行政機関は行政順)

※☎は[問い合わせ先]、☑は[申込み先]、🌐は[ホームページ]、✉は[Eメール]、FAXは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。

計画案の概要

※策定にあたって
本案の構成は5章立てとな
っています。このうち、特筆
すべき点は、第4章の中で駐
輪場の整備に、各鉄道事業者
からの多くの協力提案に基づ
く計画の内容を盛り込んだこ
とです。かねてから本区では、
放置自転車対策事業の推進に
は、多くの駐輪需要を招く鉄
道事業者の積極的な協力が必
要である旨の主張をしてきた
したが、前項で紹介した「協
議会」で、鉄道事業者からの
協力内容を取りまとめました。
本区ではこれら鉄道事業者
の協力提案を高く評価し、本
計画策定後は「放置自転車等
対策推進税」の廃止について
も検討してまいります。

車の利用に関する総合的な施策
の指針を示すものである。

計画期間

計画期間は、平成18年度～27
年度までの10年間とし、5年目
の平成22年度終了時点をもって
中間の見直しを行うものとする。
ただし、社会経済情勢の変化や、
区の都市計画・まちづくりの基
本方針などに変更が行われる場
合には、必要に応じて見直しを
行うものとする。

第2章 自転車利用の 現状と課題

区の放置自転車等対策

区では、鉄道駅を中心とした
区域に無秩序かつ大量に発生し
た放置自転車等に対応するため
「自転車等の放置防止に関する
条例」および「自転車等駐輪場
条例」をそれぞれ昭和63年4月
から施行している。
そして、主に次の施策・事業
を実施している。

- ①駐輪場の整備・管理運営
- ②放置禁止区域の指定と放置自
転車等撤去
- ③主要駅周辺の放置自転車等対
策クリーンキャンペーンの実施
- ④撤去自転車のリサイクル活用
- ⑤広報等による放置防止啓発
- ⑥特定の建築物に対する駐輪場
附置の義務付け

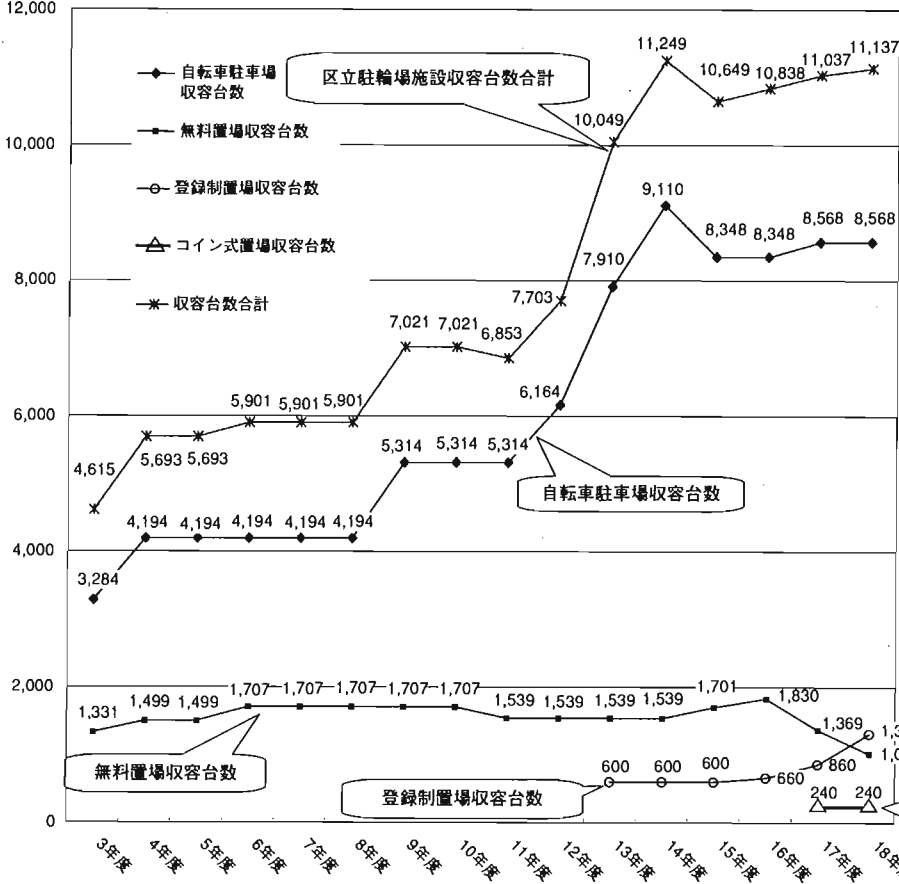
目的

この計画は、自転車を都市交
通手段として位置づけ、その利
用に関する駐輪場施設や走行環
境の整備と、利用者がルールを
守り、マナーの向上を図り、放
置自転車のない、歩行者にやさ
しい安全なまちづくりを進める
ことを目的とする。

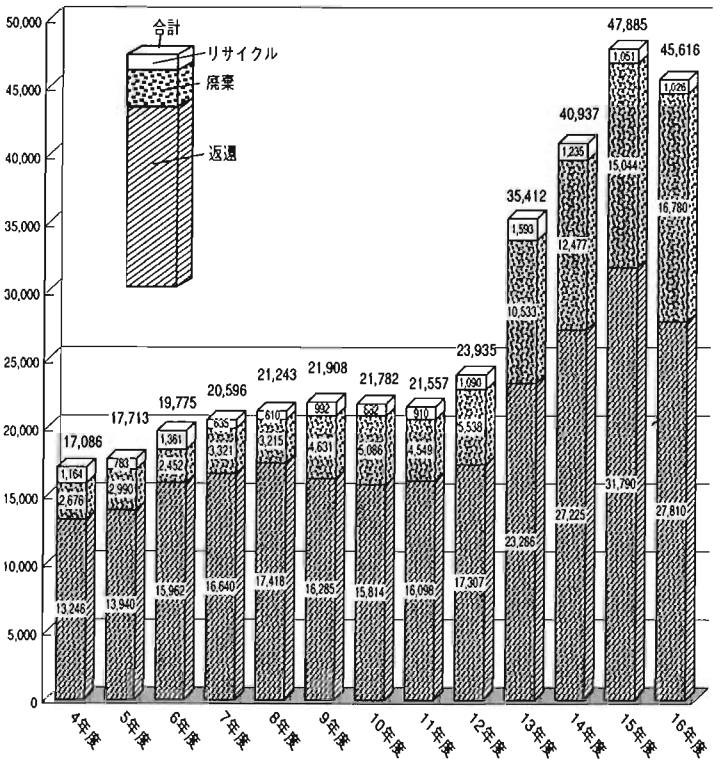
性格

この計画は、「自転車法」第
7条第1項に定める「自転車等
の駐輪対策に関する総合計画」
としての性格を持つ。また、豊
島区基本構想・同基本計画等と
の整合・連携を確保しながら、
単に駐輪対策に留まらず、自転

駐輪場収容台数の推移（自転車）



撤去自転車と撤去後の状況の推移



●自転車の利用にあたっての課題

本区は、平成11年度の放置自
転車台数の全国調査では池袋駅
がワースト1位、巣鴨駅がワ
ースト4位という不名誉な記録を
残している。近年では放置台数
は緩やかな減少傾向にあるも、
平成16年度の調査では池袋駅が
都内ワースト1位、大塚駅がワ
ースト2位という、依然として
深刻な状況にある。

特に「自転車」は、自宅から
目的地まで自分の意思で自由に
移動でき、また地球環境に与え
る負荷が非常に少ない乗り物で
ある。しかし、本区のような過
密都市では、そのルールやマナ
ーを守らないと、幹線道路や繁
華街、細街路の別なく深刻な人
身事故を引き起こす可能性もあ
る。また、放置自転車は、「自
分の自転車1台くらいなら良い
だろう」という利用者の軽い気
持ちは大量の放置を誘導し、歩
行者、特に障害者や子ども、高
齢者等のいわゆる「交通弱者」
の通行の妨げとなり、まちの美
観を損ね、時には緊急車両の通
行や災害時の緊急活動の妨げと
なるなど、決して無視できない
重大な社会問題であると言わざ
るを得ない。

自転車の利用を巡る様々な問
題の解決にあたっては、歩行者
等への配慮と他の交通手段との
関係から、まず豊島区における
自転車の位置づけを明確にし、
その安全利用・放置防止・施設
整備という3つの視点から体系
的に検討し、対策を講じていく
ことが必要である。

第3章 計画の基本的理念

●基本的理念

「自転車は、歩行者をやさしく
気づかい、ルールとマナーを守
って利用する交通手段」

自転車は、歩行者、特に障害
者を持つ人や子ども、高齢者など
「交通弱者」の安全を確保し、
ルールとマナーを守り利用すべ
き交通手段であると区は位置づ
け、自転車に関わる者がそれぞ
れの役割に応じた責務を果たし
ていくものとする。

●基本方針

◇自転車利用に関する方針
歩行者にやさしい適切な自転
車利用を促すため、利用者の責
務を明確にするともに、家庭
や学校等の教育機関でのマナ
ー啓発や指導の充実を図る。

また、ターミナル駅周辺など
特に乗入れが多い地域では、至
近距離での利用自粛や、自転車
に代わるバス等の他の交通手段
を利用できる環境の向上に努め
ていくとともに、レンタサイク
ルの活用可能性についてもさら
なる検討を行っていく。

◇放置自転車等防止に関する
方針
放置自転車等の減少に向け目
標を定め、現行の撤去活動を維
持・拡充するとともに、その移
送先となる保管所の適切な規模
・配置を実現していく。

また、鉄道駅周辺の放置禁止
区域は、駐輪場の整備に併せ随
時見直し・拡充を図り、放置禁
止区域の指定をしていない駅周
辺では、整備に併せて地域住民
の合意を得て放置禁止区域の指
定をしていく等、放置の抑制お
よび効果的な撤去を行う。なお

撤去保管に要する経費は、常に
検証するとともにその節減に努
め、適正な費用の負担を放置者
に求めていく。

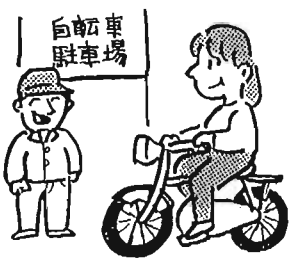
さらに、駐輪場の利用状況等
に応じて、その利用登録の距離
制限や利用料金の見直し等を行
い、駐輪場への利用誘導や適正
な運営に努める。

◇施設整備に関する方針

自転車等の乗り入れの現状か
ら各駅ごとに駐車需要を予測し、
計画期間内に区・道路管理者・
鉄道事業者等の協力により整備
できる台数目標を定め、駐輪場
の適正な整備を行う。なお、コ
ストや駅からの距離、利便性等
に応じた適正な駐輪場の利用料
の設定を行い、効率的な運用に
努めるものとする。

また、限られた財源・用地条
件の中で、できるだけ駐輪需要
に応えるため、民間事業者が行
う自転車等駐車対策関連事業の
支援に努める。さらに、条例に
もとづく附置義務の対象・設置
方法等を再検討し、適正な駐輪
場の確保に努めるものとする。

加えて、自転車の走行環境を
向上するため、自転車走行レー
ン等の整備に努めるとともに、
改正道路法施行令の趣旨を踏ま
え、景観上あるいは通行等の妨
げにならない範囲で歩道上の駐
輪場の設置にも努めるものとし
る。



※ 問は[問い合わせ先]、用は[申込み先]、Pは[ホームページ]、Eは[Eメール]、Fは[ファクス]、Dは[フリーダイヤル]です。

主な施策の内容

- 【1】適正な自転車利用の推進**
 - ・ 放置の多い駅を中心に効果的に整理誘導員を配置する。
 - ・ 広報等による啓発活動を推進する。
 - ・ 放置自転車等対策クリーンキャンペーンを継続実施していく。
- 【2】放置自転車等防止対策の推進**
 - ・ 区内駅の自転車等（50cc以下の原付を含む）の放置台数を、現行の約7,000台から2,000台以下まで減少させることを目標とする。
 - ・ 放置禁止区域の新規指定や拡充、駐輪場の整備や放置状況を踏まえ、効果的な撤去を行う。
 - ・ 撤去した自転車を搬入する「保管所」を4箇所以内に集約し、現行の収容台数4,580台から概ね6,000台程度まで拡大する。
- 【3】施設の整備の推進**
 - ・ 本計画の新規・拡充駐輪場整備目標台数を6,500台とし、今後10年間に整備を進めていく。
 - ・ 条例による附置義務駐輪場の整備を徹底するとともに、制度の見直しを行う。
 - ・ 自転車道や、歩道等を活用した駐輪場の整備など、自転車の走行環境の整備に努めていく。

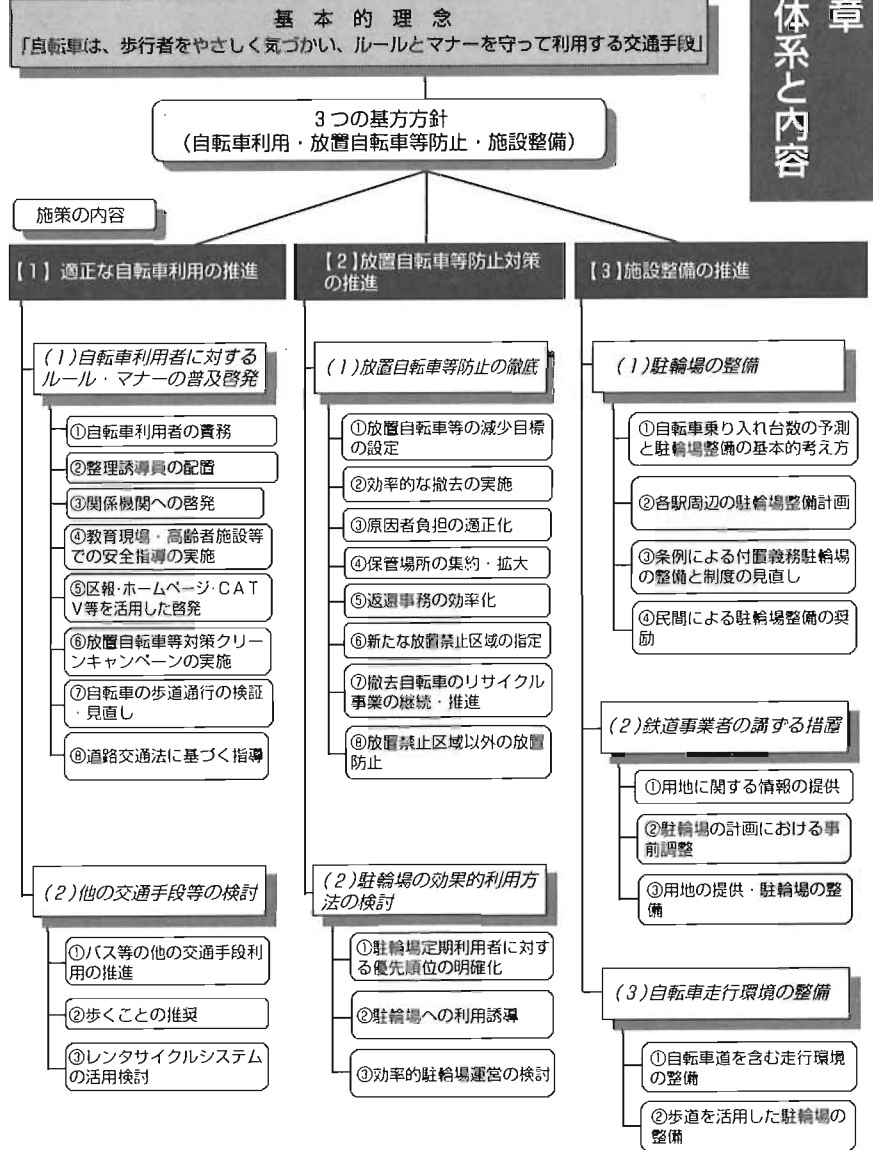
計画に盛り込む鉄道事業者からの協力内容等

駅名	事業者名	協力内容
池袋駅	JR東日本	①地下通路（ウィロード）脇の用地地下部分を提供（約220㎡ 200台規模） ②池袋駅前公園横の用地を無償提供（約200㎡ 200台規模）
	東京メトロ	③有楽町線地下通路部分を無償提供（約600㎡ 550台規模）
	東武鉄道	④北口歩道隣接地（線路敷）を無償提供（約70㎡ 100台規模）
大塚駅	JR東日本	⑤南口駅前広場の地下部分を無償提供（約1,500㎡ 800台規模） ⑥駅改良に伴う駅周辺開発で駐輪場を整備・運営（台数は協議中） ⑦北口置場用地の無償提供継続（約168㎡ 170台規模）
	JR東日本	⑧商業施設開発に伴う駅改良に併せて駐輪場を整備・運営（商業施設付置義務台数約60台+60台 計120台規模）
巣鴨駅	JR東日本	⑨巣鴨駅第三駐輪場の用地提供継続（約146㎡ 収容台数120台） ※営業所の改修時に駐輪場用地を現在の2倍程度（約300㎡ 260台規模）に拡大し提供予定
	都交通局	
東長崎駅	西武鉄道	⑩駅改良に併せて駅南北口に駐輪場を整備・運営（概ね600台規模）
椎名町駅	西武鉄道	⑪南口駐輪場の運営を継続（現行200台）

【平成18年4月現在 検討中のもの】

駅名	事業者名	検討内容
池袋駅	JR東日本 東武鉄道	⑫メトロポリタンプラザ駐輪場の規模拡大を検討（台数は協議中）
	西武鉄道	⑬メトロポリタン駐車場東側の業務用地の活用を検討
(仮) 雑司が谷駅	東京メトロ	⑭地下鉄13号線新駅整備で、区の駐輪場用地を有効活用し協力（場所等も含め協議中）

施策の体系



のりしろ

(ご意見記入欄)

のりしろ

のりしろ

ご住所
お名前



※☎は[問い合わせ先]、☎は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、FDは[フリーダイヤル]です。

第5章 計画の推進のために

●関係主体の役割とその連携強化

施策を効果的に推進し、実効性のあるものとするために、自転車等の利用者、区民、行政や関係団体等がそれぞれの立場で主体となって自転車問題を考え、行動し、役割を果たすとともに、

互いに緊密な連携を図りながら本計画の実現をめざす。

●財源の確保

駐輪場の利用率の向上、運営経費の節減等により事業の効率化を推進するとともに、駐輪場施設の整備において可能な限り国や都、各種財団などの補助金等を活用し財源の確保に努める。また、放置自転車等の撤去保管手数料や駐輪場の使用料は、原

因者負担の適正化の観点から必要に応じ見直しを行う。

「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)」について (答申)

平成18年3月27日 豊島区自転車等駐車対策協議会

会長 太田勝敏

平成16年6月30日、豊島区は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(通称「自転車法」)の規定に基づく当協議会を発足した。そして同日、当協議会は豊島区長から、「自転車等の駐車対策に関する総合計画」の策定についての諮問を受けた。

豊島区では、昭和63年に放置防止条例および自転車等駐車場条例を策定し、以来、駐輪場の整備、放置禁止区域の指定、放置自転車の撤去活動、そして、自転車の適正利用の啓発活動など、基礎的自治体として主導的な立場で自転車問題に取り組んできた。こうした施策は、これまで主に区が単独で、放置自転車で現実に困っている地元の要望に応えるかたちで実施され

要に応じ見直しを行う。

できたものである。近年では、これら自転車対策に要する事業経費は、年平均で約8億円におよび、豊島区全体の施策の中でも大きな負担となっている。いうまでもなく、放置を引き起こす直接の原因は自転車を利用する者にある。しかし、現実に社会問題化している大量の放置自転車を前にして、これからは行政だけが力を入れて施策に取り組み時代ではなく、また単に利用者のモラルの向上を訴えかけるだけの理念的な施策のみでも、問題の根本的解決にはならない。

自転車は本来、地球環境にやさしい乗り物であり、都市においては便利で重要な「交通手段」でもある。自転車を「悪者」にしないためにも、我々協議会委員は、ハード・ソフト両面の施策を自転車利用者・行政・そして関係団体等の各々が主体となつて責任と役割を十分に果たしつつ、互いの連携のもとに協働で対応していくことが何よりも大切であるとの認識に至った。

このたび、当協議会が答申する計画案は、以上のような考え方に基づいて、各委員の協力により取りまとめたものである。特に、計画の根幹ともいえる各駅ごとの駐輪場の整備方針をまとめるにあたり、各鉄道事業者から用地の無償提供等の多くの協力提案をいただき、計画案の実効性が確認されたことは大きな成果である。

なお、当協議会への諮問に際し、「自転車等の駐車対策に関する」とされていた計画の標題については、会議の検討の過程において、単に自転車の駐車問題に留まらず、その利用に関する総合的な施策の指針も示すものとすべきという議論があった。また「まちづくり」の一環として「駐輪」問題を考えるべきという議論の中から、「豊島区自転車等の利用と駐輪に関する総合計画(案)」とし、「適切な自転車利用と快適なまちづくりのために」という副題を付して答申するものである。

◆「放置自転車等対策推進税」について
区ではこの新税の条例を平成15年に制定しました。当時、鉄道利用客の自転車利用が非常に多い中で対策に協力的でなかった区内の鉄道事業者に課税するものです。協議会での十分な審議をつくすため、平成17年度からの課税予定であったものを18年度に1年間延期してしました。
この協議会の答申(総合計画案)に盛り込まれている鉄道事業者の協力内容では、用地の無償提供や自ら駐輪場をつくることなどにより、今後10年間の整備目標である6千500台の駐輪場に対して、その6割以上の概ね4千台規模を確保できる見通しとなりました。こうした協力内容を土地の実勢価格等で評価しますと、今後5か年で見込んでいた約11億円の税収の2・7倍に達します。
したがって、新税条例創設当時の目的(鉄道事業者の公平な負担)は達成できたものと考え、この新税の廃止を検討してまいります。

★5月19日(金)までに投函してください。

Envelope template for returning the plan. Includes address: 豊島区東池袋一丁目十八番一号 豊島区役所 土木部交通安全課 行. Postcode: 170 8710. Includes a stamp area for 豊島局承認 3481 and a return address area.

上記紙面の太フク部分を切り取り、封筒状にのりづけして郵送してください。切手は不要です。

※☎は[問い合わせ先]、✉は[申込み先]、HPは[ホームページ]、EMは[Eメール]、FAXは[ファクス]、☎は[フリーダイヤル]です。